

改正

平成26年2月4日告示第11号

瑞浪市景観計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 景観法(平成16年法律第110号)第8条に規定する景観計画(以下「景観計画」という。)の策定にあたり、幅広い観点からの検討を行い、本市の良好な景観の形成に資する景観計画を策定するため、瑞浪市景観計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 瑞浪市景観計画の策定に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会の委員は12人以内とし、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 瑞浪市連合自治会から推薦を受けた者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する所掌事務の終了までとする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

2 委員に欠員が生じたときは補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学識経験を有する者の中から互選により決定する。

3 副委員長は、委員長が指名する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長を務める。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成26年2月4日告示第11号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。